

告 示

埼玉県告示第九百四十五号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

指定年月日	法人又は団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
令和七年十二月五日	日本司法支援センター	俊介	東京都中野区本町一丁目三十二番二号 ハーモニータワー八階
	理事長 丸島		